

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成30年10月11日
発信課	環境部 環境総務課
担当者	林 和宏
連絡先	電 話 (内)5256 (直)25-9724
	F A X 29-3977
	E-mail newenergy@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 <b>募集</b> 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	10月15日(月) ~ (先着順)
発表項目 (行事名)	平成30年度旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金の追加募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>本市では、地域の特性を生かしたエネルギー設備等を導入する費用の一部を補助しており、今年度2回の募集を行ったが、交付予定額が予算額に達していないため、追加募集を実施(先着順)しますので、次の内容で、報道いただきますよう、ご配慮方よろしくお願い申し上げます。</p> <p>1 補助対象者 : 市民(居住予定含む。)及び事業者                  2 補助対象設備, 補助率及び上限額                  (1) 地中熱ヒートポンプ(1/3, 75万円)                  (2) 木質バイオマスストーブ(ペレットストーブ又は薪ストーブ)(1/3, 20万円)                  (3) 太陽光発電設備(1/10, 15万円)                  (4) HEMS(1/3, 3万円)                  (5) 定置用リチウムイオン蓄電池(1/10, 15万円)                  (6) ガスエンジンコージェネレーション(1/10, 8万円)                  (7) 燃料電池システム(1/10, 15万円)                  3 交付決定方法 : 先着順                  4 申請受付開始                  平成30年10月15日(月) 午前9時~                  5 予算額 974,000円                  6 申請場所・問い合わせ先                  旭川市6条通9丁目旭川市総合庁舎8階                  環境部 環境総務課 温暖化対策係 TEL 25-9724</p>
添付資料	<b>有</b> ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) 平成30年度旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金(パンフレット)
報道(取材)に当た ってのお願い	
備 考	

# 平成30年度 旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金

旭川市では、再生可能エネルギー等の利用を促進し、低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進することを目的として、地域の特性を生かしたエネルギー設備等を導入する際の設置費用の一部を補助しております。要綱及び要領をご承知のうえで補助金の交付申請をしてください。

## 1 補助金の概要

### (1) 補助対象設備

補助対象設備		補助率 (補助額)	注意
地中熱ヒートポンプ		1/3 (上限75万円)	①交付申請は一申請者につき同一場所、同一年度で1回1設備とします。 ②ただし、HEMSの申請については、定置用リチウムイオン蓄電池、太陽光発電設備及びコジェネレーションシステム(ガスエンジンコジェネレーション又は燃料電池システム)のいずれか1設備を同時に申請できます。この場合、交付申請の受付はそれぞれ1設備ごとに行う事になります。 ③旭川市スマートハウス認定通知書の写しの提出があったときには、優先的に補助採択されます。
木質バイオマスストーブ(ペレットストーブ又は薪ストーブ)		1/3 (上限20万円)	
認定設備 スマートハウス	太陽光発電設備	1/10 (上限15万円)	
	ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)	1/3 (上限3万円)	
	定置用リチウムイオン蓄電池	1/10 (上限15万円)	
	コジェネレーションシステム	ガスエンジンコジェネレーション(コレモ) 燃料電池システム(エネファーム)	1/10 (上限8万円) 1/10 (上限15万円)

※補助対象設備の要件は、交付要領6ページの13表2に記載しているとおります。

### (2) 補助対象者

区分	補助対象者
個人	旭川市の住民基本台帳に記録されている市民及び市内に居住する予定がある方です。
事業者	旭川市内で事業活動を行っている中小企業者、組合等及び法人又は個人事業主です。

#### ①個人

- ・交付申請のとき、納税証明書(旭川市税に滞納がないことの証明)が必要です。
- ・市外から転入される方は、旭川市の納税証明書が発行されないため、転入前の自治体が発行する住民票を提出してください。

#### ②事業者

- ・本店、支店、営業所、出張所等及び要綱で規定する法人等の事務所等が対象です。
- ・交付申請のとき、納税証明書、印鑑証明書、登記事項証明書、個人事業開始届出書の写し等の書類が必要です。

#### ③個人の住宅等で共同所有者がいるなど、申請者と設置場所の所有者が異なる場合、申請者以外の方の承諾書が必要です。

### (3) 補助対象経費

区分	補助対象経費
機器代	補助対象設備の設置に係る請負工事費のうち、工事の対象となる当該機器代

※消費税は、補助金の対象としません。請負工事業者は、旭川市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者に限らせていただいておりますのでご注意ください(申請者がネット通販等で購入した支給品は補助対象外)。

### (4) 交付申請の受付期間及び交付予定額

	交付申請の受付期間(※受付時間は平日の午前9時から午後5時まで。)	交付予定額
第1回	平成30年4月23日(月) から 平成30年5月18日(金) まで	500万円
第2回	平成30年8月20日(月) から 平成30年9月14日(金) まで	244万円
受付場所	旭川市環境部 環境総務課 温暖化対策係 旭川市6条通9丁目46番地 旭川市総合庁舎8階	

## 2 審査及び抽選会

- (1) 各回の受付期間終了後、交付申請書の申請内容が要綱及び要領の条件に適合しているかを基準として審査を行います。
- (2) 各回の交付予定額を上回る申請があったときは抽選を行い、当選した申請者について審査を行います。抽選会は、次のとおり予定しています。また、公開で行いますので、どなたでも参加できます。抽選会の有無については、ホームページでお知らせします。

抽選会	抽選会日時（予定）	抽選会場
第1回	平成30年5月24日（木）18時	旭川市第三庁舎保健所棟1階講座室 旭川市7条通10丁目
第2回	平成30年9月20日（木）18時	旭川市第三庁舎保健所棟1階講座室 旭川市7条通10丁目

## 3 交付決定

- (1) 交付申請書の書類審査を行い、補助金の交付又は不交付の決定をして、申請者ご本人に通知します。
- (2) 抽選会が実施され、交付申請の有効期限内に交付申請の取下げ等があった場合、落選者の中から、補欠順に承諾を確認した方を繰上げ当選者として、3（1）の審査を行います。

受付回	交付決定時期	交付申請の有効期限
第1回	平成30年6月中旬	平成30年6月29日（金）まで
第2回	平成30年10月中旬	平成30年11月9日（金）まで

## 4 補助事業の実施

- (1) 補助事業は、交付決定通知書の通知日以降でなければ着手できません。
- (2) 交付申請内容が変更になる場合は、変更交付申請または軽微変更届の提出が必要です。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、設置前・設置後の工事写真、その他の関係書類の整備をお願いします。

## 5 補助事業の完了

- (1) 補助事業の完了後、発注者（申請者）は、設置工事が完了したと認めたときは、工事成果物の引渡を受け、工事業者に工事代金の支払いを行い、完了報告書を提出してください。
- (2) 市は、完了報告書の書類審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助事業者ご本人に補助金額の交付額確定通知書を送付します。
- (3) 完了報告書提出期限までに完了報告書を提出できない場合は、補助金の交付ができません。

完了報告書提出期限	引渡し完了後、工事代金の支払いが終了した日から45日以内、かつ、平成31年2月末日まで
-----------	---

## 6 提出先（担当）

旭川市6条通9丁目46番地 旭川市総合庁舎8階  
旭川市環境部 環境総務課 温暖化対策係  
電話番号：0166-25-9724